

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和6年6月3日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	☐ 知事	☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	千葉県	執行機関名 市川市長
3. 市区町村名	市川市	
4. 届出番号	12	
5. 独自利用事務の事例番号	109-1	重度心身障害者等の医療費助成に関する事務
6. 独自利用事務の対象者	精神障害者	
7. 番号法第9条第2項の条 例に規定した日	平成28年1月1日	
8. 保護評価の実施の有無	1. 有	▼
9. 評価書番号	6	
10. 保護評価書の名称	障害者支援に関する事務	
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&kk_type=2&hj_no=&kk_name=%E5%B8%82%E5%B7%9D%E5%B8%82%E9%95%B7&ev_name=%E9%9A%9C%E5%AE%B3%E8%80%85&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=4&opn_date_from_year=30&opn_date_from_month=1&opn_date_from_day=1&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=6&opn_date_to_month=1&opn_date_to_day=1&count=50&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2	
12. 委任関係		▼

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	精神障害者入院医療費助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	109	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1の28 精神障害者入院医療費助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	市川市精神障害者入院医療費助成金交付規則(平成24年3月30日規則第21号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、(障害者及び障害児)が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は	この規則は、精神疾患により入院治療を受けた(精神障害者又はその保護者)に対し市川市精神障害者入院医療費助成金を交付することにより、精神障害者等の経済的負担を軽減し、もって精神障害者の(福祉の増進)を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		市川市精神障害者入院医療費助成金交付規則(平成24年3月30日規則第21号)